

広報かどま 7 (2025) 6 月号

身に覚えがない請求書が届いたら

電話やメール、SMS で身に覚えのない請求をされることが頻繁に起きています。一般的に架空請求と呼ばれるものの多くは、不特定多数に一斉に送信されるため、契約内容が具体的に記載されていません。そのような身に覚えのない請求メールは、相手にせず無視をしてください。

それに対し、書面で届く請求書は、契約内容が記載されている場合も多く、いつまでに連絡をするようにと、連絡先が明記されています。中には契約会社ではなく、債権回収会社や弁護士事務所から届く場合もあります。架空請求だと思っていたら本当の請求だったということもあるため、判断できないときは届いた書面を消費生活センターにご持参ください。

問合先

門真市消費生活センター

06-6902-7249